

策定日：令和6年3月18日

「女性活躍推進法」および「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

愛媛県信用保証協会

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

(1) 女性活躍推進法に基づく目標（職業生活と家庭生活との両立に資する環境の整備）

〈目標〉

育児休業の取得率を50%以上にする。

〈取組内容・実施時期〉

令和6年4月～

・仕事と育児の両立を支援するため、職員に対し育児を目的とした休暇取得推進の意識啓発に取り組む。

(2) 次世代育成支援対策法に基づく目標

〈目標〉

全職員の1か月当たりの平均所定外労働時間を15時間以内とする。

〈取組内容・実施時期〉

令和6年4月～

・部署ごとに事務を見直し、事務の簡素化の推進や効率化に取り組む。

令和6年9月～

・勤怠管理システムを導入し、各部署でも毎月の所定外労働時間が分析できる仕組みを構築する。